

案件（１） 「令和５年度 高齢者あんしんセンター事業方針（案）」

1. 八尾市における地域包括ケアシステムの構築方針

- ・これまで八尾市が積み上げてきた互助の取り組みやボランティア活動、保健・福祉・医療及び地域とのネットワーク活動等を引き続き推進し、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を目指す。
- ・高齢者あんしんセンターが対応している、様々な分野の課題が絡み合って複雑かつ複合的な支援を必要とする事例等について、迅速かつ円滑に対応できるよう、「重層的支援体制整備事業」において、包括的な相談支援体制の強化及び充実を図る。
- ・「在宅医療・介護連携推進事業」「生活支援体制整備事業」「認知症総合支援事業」と連携し、地域包括ケアシステムにおける中核的役割を担う。
- ・専門職間の連携、行政との情報共有を通じて、高齢者あんしんセンター職員の技術向上を図る。

2. 地域ごとのニーズに応じた業務の重点化の方針

- ・地域を理解し、継続して地域のアセスメントを行う。
- ・日常的な地域活動及び地域ケア会議等を通じて、地域の実情を把握し、センターごとに事業計画を作成、実施し、年度末に自己評価を行う。
- ・事業計画の作成にあたっては、センターの実情に応じた重点的に行うべき業務を定める。

3. 関係者とのネットワーク強化の方針

- ・医療的ケアの必要な高齢者や認知症の人への支援など、地域における高齢者の生活を支えるため、地域ケア会議などを通して、保健・福祉・医療及び地域の関係者への働きかけを行うなど、ネットワークを強化する。
- ・地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員、連絡先、特性等に関する情報を、マップまたはリストにし、管理、活用する。
- ・複合的な課題を抱える世帯に対し、部門間の連携を強化し、各分野の多職種連携のもと、包括的なケアマネジメント支援を行う。

4. 介護予防・日常生活支援総合事業等の推進の方針

- ・身体機能の維持・向上を図るため、リハビリテーション専門職等と連携し、全ての高齢者を対象とした河内音頭健康体操などの自主活動の支援や、ICT などデジタル技術の活用、住民運営の通いの場の充実を図り、参加者の生活支援や介護予防につなげる。
- ・生活機能低下のおそれのある高齢者を早期に発見するため、関係機関や地域と連携し、さまざまな機会を利用して利用者の把握に努める。また実態把握を通じて、生活機能低下の原因や背景などの分析を行い、自立支援に向けたケアプランを作成するなど、一人ひとりの状況に合わせた支援を行う。

- ・感染症対策に係る体制を整備し、高齢者の安全を守るための支援体制の充実に取り組む。

5. 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

- ・地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく研修会や事例検討会、意見交換会等を開催する。
- ・介護支援専門員が対応している支援困難事例などに対して、必要に応じた支援・助言などの専門的サポートを行う。

6. 地域ケア会議の運営方針

- ・センター主催の地域ケアケース会議において多職種と連携し、自立支援・重度化防止に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じる。
- ・「地域ケアケース会議」において、地域ごとの課題の抽出・解決に向けた取り組みを行うため、社会資源の把握・共有・活用の仕組みについて協議する。
- ・多職種連携の場である「自立支援型地域ケア会議」に、介護支援専門員が参加する機会を充実させる。

7. 権利擁護の推進方針

- ・虐待を受けている高齢者を早期に発見できるように、高齢者を見守るネットワークの強化を図るとともに適切な相談・対応を行い、市及び関係機関それぞれの役割や権限に応じて相互に連携・協力を行う。
- ・成年後見制度に係る中核機関である「権利擁護センター（ほっとネット）」との連携のもと、成年後見制度利用促進に関する支援や、相談支援体制の強化に努める。

8. 八尾市との連携方針

- ・事業計画を作成するにあたり、八尾市が定める運営方針の内容に沿って作成し、また地域包括支援センター運営協議会で議論された内容を反映させる。
- ・相談事例の適切な進捗管理のため、終結条件や分類方法を市と共有する。

9. 公正・中立性確保のための方針

- ・職員一人ひとりが公益的な機関としての認識を持ち、公正かつ中立的な運営を確保する。
- ・公正性・中立性を確保する観点から、高齢者に提供されるサービスが、特定のサービス事業者に正当な理由なく偏ることがないようにする。

10. その他

- ・高齢者あんしんセンターは、個人情報保護法の理解のもと、個人情報保護に関する常勤の責任者を配置し、マニュアルや個人情報持ち出し管理簿の整備など、個人情報の保護に必要な措置を徹底する。また万が一個人情報漏えいした場合の対応について、職員へ周知する。
- ・災害時等、不測の事態に備え、活用できる情報や社会資源を整理する。